

# 第二次区立施設委託化・民営化実施計画

平成19年度(2007年度)～22年度(2010年度)

- 区民サービスの向上と行政のスリム化をめざして -

平成19年(2007年)10月

練馬区

## はじめに

少子高齢化や核家族化の進行、区民の生活様式の多様化などに伴い、区民が求めるサービスは、ますます多様化・高度化が進展しており、また、量的にも増加してきています。

一方、わが国の人口は平成17年から減少を始め、50年後には3,700万人減少すると予測されております。このことに伴い、税収の減少によって現在のサービス水準を維持していくことが困難になる事態が想定されます。

このような状況を踏まえて、将来にわたって区民のニーズに的確に 대응していくためには、民間活動と行政との協働を一層進めていく必要があります。

区は、平成16年3月に「委託化・民営化方針」を策定しました。「委託化・民営化方針」では、これまで行政が担ってきた業務を民間に開放することにより、区として確保しなければならない区民サービスの水準を維持するとともに、行政資源の有効活用による新たな行政需要への対応と、雇用創出などによる地域の活性化を図ることで、豊かさゆとりある区民生活の実現をめざすこととしています。

区では、この方針に基づいて平成16年9月に「区立施設委託化・民営化実施計画（平成16年度～18年度）」を策定し、委託化・民営化に取り組みました。この度策定した「第二次区立施設委託化・民営化実施計画（平成19年度～22年度）」は、これまでの取り組みを踏まえ、平成19年度から22年度までに委託化または民営化すべきであると判断した施設について計画化しています。

この計画に基づいて委託化・民営化を着実に推進してまいりますので、区民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成19年10月

練馬区長 志村 豊志郎

< 目次 >

1	委託化・民営化の基本的な考え方	1
2	計画の位置づけ	2
3	第二次区立施設委託化・民営化実施計画総括表	2
4	各区立施設委託化・民営化実施計画	4
	(1) 新規開設する区立施設の委託化	
	(2) 委託を拡大する区立施設	
	(3) 委託の拡大を検討する区立施設	
	(4) 民営化を実施する区立施設	
5	委託化した施設におけるサービス水準と適正な施設管理の確保	15
6	区立施設委託化・民営化により見込まれる効果の想定	16
7	第二次区立施設委託化・民営化実施計画策定の経過	16

参考

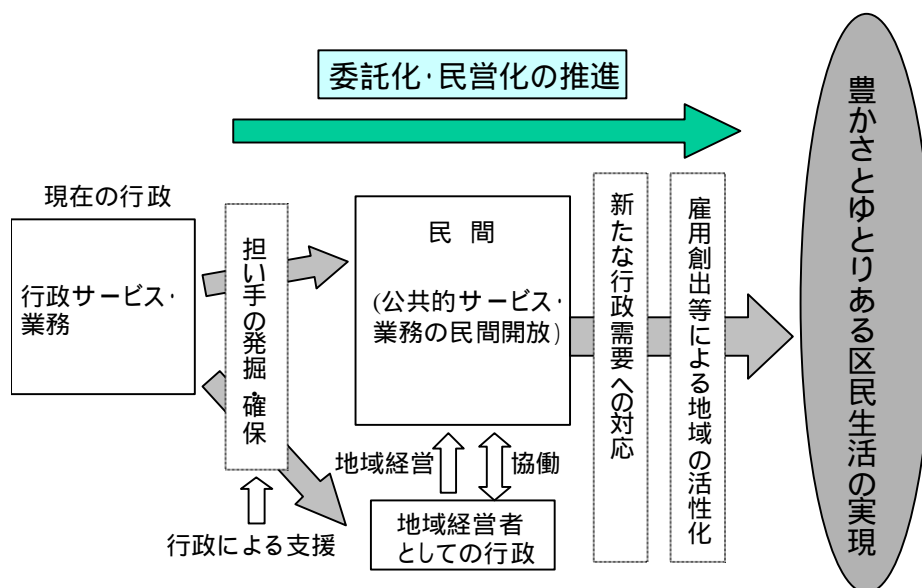
第一次計画に基づく実施状況等	17
委託化・民営化方針（抜粋）	26

# 1 委託化・民営化の基本的な考え方

平成16年3月に策定した「委託化・民営化方針」では、委託化・民営化による地域経営のビジョン(図)を示すとともに、基本的な考え方である推進方針と、準拠しなければならない実施基準を明らかにしました。

<図>

委託化・民営化による地域経営ビジョン



## 委託化・民営化の推進方針と実施基準

### (1) 委託化・民営化推進方針

ア 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、区が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、現在区が行っている事務事業(区立施設の管理運営を含む。)の委託化または民営化を積極的に推進する。

イ 区の事務事業の民間開放により、雇用創出等、地域の活性化をめざす。

### (2) 委託化・民営化の実施基準

委託化または民営化は、つぎの4つの効果について総合的に検討したうえで、推進する。

区として確保しなければならないサービスの水準が維持できること

区民ニーズに対する柔軟な対応が可能となること

経費が節減できること

雇用創出等による地域の活性化が図れること

## 2 計画の位置づけ

この計画は、「委託化・民営化方針」に基づき策定するものです。

区では、同方針に従って平成16年9月に「区立施設委託化・民営化実施計画(平成16年度～18年度)」(以下、「第一次計画」といいます。)を策定し、委託化・民営化に取り組みました。この計画は、第一次計画の取り組みを踏まえ、平成19年度から22年度に委託化または民営化すべきであると判断した施設について計画化しています。

## 3 第二次区立施設委託化・民営化実施計画総括表

第二次区立施設委託化・民営化実施計画では、次の施設について委託化・民営化を計画化しています。

	計画期間中に委託化・民営化する施設					参考			
	新規開設施設の委託 (a)	委託の拡大		委託拡大の検討 (d)	民営化の実施 (e)	合計 (a+b+c+e)	計画期間中の新規開設 数	平成18年度末の現状	
		指定管理者 (b)	業務委託 (c)					施設数	委託数
産業地域振興部関係施設			19	1		19		33	4
区民館			10			10		10	
光が丘区民ホール				1				1	1
地区区民館			9			9		22	3
福祉部関係施設	4	3	4	1	2	13	4	41	23
厚生文化会館			1			1		1	
心身障害者福祉センター				1				1	
福祉園		3				3		7	1
障害者地域生活支援センター	3					3	3	1	1
特別養護老人ホーム					1	1		4	4
デイサービスセンター					1	1		13	13
高齢者センター	1					1	1	3	3
敬老館			3			3		11	1
児童青少年部関係施設	3		4	10	3	7	3	168	11
児童館				17				17	1
学童クラブ				85				90	5
保育所			4			4		60	4
子ども家庭支援センター	3			1		3	3	1	1

	計画期間中に委託化・民営化する施設					参考			
	新規開設施設の委託化(a)	委託の拡大		委託拡大の検討(d)	民営化の実施(e)	合計(a+b+c+e)	計画期間中の新規開設数	平成18年度末の現状	
		(b) 指定管理者	(c) 業務委託					施設数	委託数
環境清掃部関係施設	1					1	2	2	2
リサイクルセンター	1					1	2	2	2
土木部関係施設		1		596		1		597	597
大泉交通公園		1				1		1	1
公園管理事務所が管理している公園等				596				596	596
生涯学習部関係施設	3	18		12		21	3	37	30
練馬公民館				1				1	1
図書館	1	7				8	1	11	4
青少年館				2				2	2
美術館				1				1	1
少年自然の家		2				2		4	4
(仮称)ふるさと文化館	1					1	1		
庭球場・運動場・野球場		9				9		10	10
体育館・地域交流スポーツセンター	1			6		1	1	6	6
プール				2				2	2
合計	11	49		713	2	62	12	878	667

## 4 各区立施設委託化・民営化実施計画

### (1) 新規開設する区立施設の委託化

「委託化・民営化方針」では、今後開設する施設について、民営化できないかどうかを検討したうえで、区立施設とする必要がある場合には委託化することを基本としています。

平成22年度までに開設を予定している区立施設の委託化については、つぎのとおりです。

#### 福祉部関係施設

施設	障害者地域生活支援センター	計画数	3
実施予定年度	平成19、21、22年度		
委託化の内容など	19年11月開設予定の光が丘と21年度開設予定の石神井については、それぞれ開設当初から指定管理者制度を適用します。 練馬区新長期計画において22年度までに整備を計画している大泉についても、開設当初から指定管理者制度を適用します。		
実施にあたっての課題など			
担当課	障害者施策推進課		

施設	高齢者センター	計画数	1
実施予定年度	平成22年度		
委託化の内容など	練馬区新長期計画において22年度までに整備を計画している大泉については、開設当初から指定管理者制度を適用します。		
実施にあたっての課題など			
担当課	高齢社会対策課		

### 児童青少年部関係施設

施設	子ども家庭支援センター	計画数	3
実施予定年度	平成19、20、22年度		
委託化の内容など	<p>関は、19年4月に一部業務委託により開設しています。光が丘は、20年度に一部または全部の委託により開設します。</p> <p>練馬区新長期計画において計画している大泉は、22年度に一部または全部の委託により開設します。</p>		
実施にあたっての課題など	練馬と関については、児童家庭相談の組織体制の見直しとあわせて委託化を検討します。		
担当課	子育て支援課		

### 環境清掃部関係施設

施設	リサイクルセンター	計画数	1
実施予定年度	平成22年度		
委託化の内容など	<p>桜台については、21年3月に開設し、区民による管理運営団体の育成を図って22年度から業務委託に移行し、さらに指定管理者制度への移行をめざします。</p> <p>なお、練馬区新長期計画において計画している大泉については、22年度に開設し、区民による管理運営団体の育成を図って業務委託に移行し、さらに指定管理者制度への移行をめざします。</p>		
実施にあたっての課題など	指定管理者制度への移行を図るとともに、管理運営団体の法人化をめざします。		
担当課	環境政策課		

### 生涯学習部関係施設

施設	(仮称)南田中図書館	計画数	1
実施予定年度	平成21年度		
委託化の内容など	指定管理者制度の適用を含め、委託方法について19年度中に決定します。		
実施にあたっての課題など			
担当課	光が丘図書館		



施 設	(仮称)ふるさと文化館	計画数	1
実施予定年度	平成21年度		
委託化の内容 など	業務委託により開設し、区民が主体となる管理運営団体を育成しながら指定管理者制度への移行をめざします。		
実施にあたっての課題など	管理運営団体の法人化後に、指定管理者制度への移行を図ります。		
担当課	生涯学習課		

施 設	(仮称)豊玉・中村地域交流スポーツセンター	計画数	1
実施予定年度	平成20年度		
委託化の内容 など	開設当初から指定管理者制度を適用します。		
実施にあたっての課題など			
担当課	スポーツ振興課		

## (2) 委託を拡大する区立施設

区立施設のうち、計画期間中に委託化する施設は、つぎのとおりです。

区職員数は、平成 19 年 4 月現在です。

産業地域振興部関係施設			
施設	区民館	計画数	10
		区職員数	0
実施予定年度	平成 20 年度		
委託化の内容など	20 年度からは業務委託により運営します。 委託化に伴い開館日を拡大します。		
実施にあたっての課題など	委託完了後も地区区民館および地域集会所との関係を整理し、地域コミュニティ施設全体の利用方法・名称などの変更・統一の検討にあわせて、施設のあり方を検討します。 将来的には、地域住民が主体となった団体に管理運営業務を委託することをめざします。		
担当課	地域振興課		
施設	地区区民館	計画数	9
		区職員数	130 (22 館)
実施予定年度	平成 19 ~ 22 年度		
委託化の内容など	19 年 4 月から 3 館で委託しています（高松、氷川台、関町北） 20 年度以降も各館の運営委員会（協議会）との協議を進め、計画期間内にさらに 6 館程度の管理運営業務の委託を拡大します。		
実施にあたっての課題など	区との協働の担い手である運営委員会（協議会）の支援に努めます。		
担当課	地域振興課		

福祉部関係施設

施 設	厚生文化会館	計 画 数	1
		区職員数	10
実 施 年 度	平成19年度		
委託化の内容 など	19年4月から日曜・祝日の集会室の利用について、シルバー人材センターへ委託することにより実施しています。地域コミュニティ施設として、運営協議会への委託に向けて協議していきます。		
実施にあたっての課題など			
担当課	地域福祉課		

施 設	福祉園	計 画 数	3
		区職員数	65
実施予定年度	平成20、21、22年度		
委託化の内容 など	直営6園のうち医療的ケアを要する重症心身障害者を受け入れる氷川台および大泉学園町を除く4施設について、23年度までに委託化します。毎年度1園ずつ指定管理者制度を適用します。		
実施にあたっての課題など			
担当課	障害者施策推進課		

施 設	敬老館	計 画 数	3
		区職員数	9
実施予定年度	平成20年度		
委託化の内容 など	20年度に大泉北、東大泉、西大泉の管理運営業務を委託します。21年度以降は、委託化する施設を増やしていきます。		
実施にあたっての課題など			
担当課	高齢社会対策課		

東大泉および西大泉は改修中のため、区職員はおりません。ここでは1館あたり3名で計算しています。

### 児童青少年部関係施設

施 設	保育所	計 画 数	4
		区職員数	96
実施予定年度	平成21、22年度		
委託化の内容など	28年度に区営保育園と私立保育園・民間委託保育園の割合が概ね半々になるよう、各年度2園を委託します。		
実施にあたっての課題など			
担当課	計画調整担当課		

### 土木部関係施設

施 設	大泉交通公園	計 画 数	1
		区職員数	0
実施予定年度	平成21年度		
委託化の内容など	指定管理者制度を適用します。		
実施にあたっての課題など			
担当課	公園緑地課		

### 生涯学習部関係施設

施 設	図書館	計 画 数	7
		区職員数	61 (20年度の委託予定の3館)
実施予定年度	平成19、20年度		
委託化の内容など	窓口等の業務について、19年4月から4館（平和台、南大泉、関町、稲荷山）で委託しています。さらに20年度には、3館（光が丘、石神井、小竹）を委託します。この計画により、全11館で窓口等の業務は委託となります。		
実施にあたっての課題など	業務委託の範囲の拡大および指定管理者制度の適用について、検討します。		
担当課	光が丘図書館		

施 設	少年自然の家	計 画 数	2
		区職員数	0
実施予定年度	平成20年度		
委託化の内容 など	全施設を業務委託していますが、軽井沢と武石について指定管理者制度を適用します。		
実施にあたっての課題など	下田と岩井の管理運営については、移動教室のあり方を含め、検討します。		
担当課	生涯学習課		

施 設	庭球場・運動場・野球場	計 画 数	9
		区職員数	0
実施予定年度	平成22年度		
委託化の内容 など	業務委託をしている10施設のうち、練馬総合運動場を除く4庭球場・2運動場・3野球場に指定管理者制度を適用します。		
実施にあたっての課題など	練馬総合運動場については、練馬区新長期計画に基づく公園整備後に、指定管理者制度を適用します。		
担当課	スポーツ振興課		

### (3) 委託の拡大を検討する区立施設

「委託化・民営化方針」では、区が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、委託化・民営化を検討・推進することを基本としています。

現時点の検討状況は、つぎのとおりです。

区職員数は、平成19年4月現在です。

#### 産業地域振興部関係施設

施設	光が丘区民ホール	施設数	1
		区職員数	5
現状	光が丘区民センターの庁舎管理業務・施設間調整業務を行っているため、職員を配置しつつ業務委託を継続しています。		
検討の方向性	指定管理者制度の適用を検討します。		
担当課	地域振興課		

#### 福祉部関係施設

施設	心身障害者福祉センター	施設数	1
		区職員数	24
現状	直営によって管理運営をしています。		
検討の方向性	こども発達支援センターの開設にあわせ、心身障害者福祉センターの全体機能のあり方を見直した上で、指定管理者制度の適用を検討します。		
担当課	障害者サービス調整担当課		

#### 児童青少年部関係施設

施設	児童館	施設数	17
		区職員数	70
現状	光が丘なかよし児童館では、休日・夜間開放を委託しています。		
検討の方向性	「放課後子どもプラン」の検討にあわせて、あり方・委託化を検討します。		
担当課	計画調整担当課		

施 設	学童クラブ	施 設 数	6 8
		区職員数	1 4 2
現 状	5つのクラブを委託しています。		
検討の方向性	「放課後子どもプラン」の検討状況をふまえ、委託化を検討します。		
担当課	計画調整担当課		

区職員数の142人は、小学校内、校外単独および児童館の68所についてであり、地区区民館、厚生文化会館および委託施設の職員数は含んでいません。

施 設	子ども家庭支援センター（練馬）	施 設 数	1
		区職員数	1 0
現 状	練馬は、児童家庭相談機能を直営により運営しています。		
検討の方向性	児童家庭相談の組織体制の見直しとあわせて、委託化を検討します。		
担当課	子育て支援課		

#### 土木部関係施設

施 設	公園管理事務所が管理している公園等	施 設 数	5 9 6
		区職員数	2 6
現 状	公園管理事務所が管理している公園等では、清掃・剪定業務を委託しています。なお、一部の公園では、近隣住民の方々が、公園の清掃や花壇の管理をしています。		
検討の方向性	順次、指定管理者制度の適用を検討していきます。		
担当課	公園緑地課		

#### 生涯学習部関係施設

施 設	練馬公民館	施 設 数	1
		区職員数	9
現 状	窓口業務等を委託しています。		
検討の方向性	施設管理について指定管理者制度の適用を検討します。		
担当課	生涯学習課		

施 設	青少年館	施 設 数	2
		区職員数	1 1
現 状	窓口業務等を委託しています。		
検討の方向性	施設管理について指定管理者制度の適用を検討します。		
担当課	生涯学習課		

施 設	美術館	施 設 数	1
		区職員数	9
現 状	窓口業務等を委託しています。		
検討の方向性	施設管理について指定管理者制度の適用を検討します。		
担当課	生涯学習課		

施 設	体育館	施 設 数	6
		区職員数	19
現 状	管理運営業務を全館で委託しています。 光が丘および総合体育館は、利用調整業務のため、職員を配置しています。		
検討の方向性	指定管理者制度の適用を検討します。		
担当課	スポーツ振興課		

施 設	プール	施 設 数	2
		区職員数	0
現 状	管理運営業務を委託しています。		
検討の方向性	指定管理者制度の適用を検討します。		
担当課	スポーツ振興課		



#### (4) 民営化を実施する区立施設

「委託化・民営化方針」では、区の事務事業として継続する必要性が検証できないものについては、民営化を検討することとしています。

区立施設のうち、計画期間中に民営化を実施する施設は、つぎのとおりです。

福祉部関係施設			
---------	--	--	--

施設	特別養護老人ホーム	計画数	1
実施予定年度	平成22年度		
民営化の内容など	現在は、練馬区社会福祉事業団を指定管理者としていますが、民設民営方式へ移行します。		
実施にあたっての課題など	田柄、関町、富士見台については、必要に応じて建物改修を行った後に、民営化します。 大泉については、併設するケアハウスのあり方を含め検討します。		
担当課	高齢社会対策課		

施設	デイサービスセンター	計画数	1
実施予定年度	平成22年度		
民営化の内容など	特別養護老人ホーム併設のデイサービスセンターについては、特別養護老人ホームの民設民営方式への移行に合わせて、民設民営方式に移行します。		
実施にあたっての課題など	田柄、関町、富士見台については、必要に応じて建物改修を行った後に、民営化します。 大泉については、併設するケアハウスのあり方を含め検討します。 その他の施設については、指定管理者制度を継続します。		
担当課	高齢社会対策課		

## 5 委託化した施設におけるサービス水準と適正な施設管理の確保

区立施設の委託化にあたっては、施設運営の質を確保するために、受託者（指定管理者）が提供するサービス等について、区は設置者として適切に指導監督します。

### （１）事業報告書、定期的な報告と実地調査

区立施設として必要なサービス水準と適正な施設管理を確保するため、受託者（指定管理者）に報告を求めるほか、実地に調査を行い、管理の実施状況を点検します。

### （２）利用者・第三者評価と運営協議会

利用者による評価のほか、福祉施設等については第三者評価を導入して、受託者（指定管理者）による管理の状況を把握していきます。

また、委託後の施設管理を協議する場として、利用者・受託者（指定管理者）・区の三者で構成する運営協議会を必要に応じて設置します。

委託施設への指導監督を強化し、必要なサービス水準と適正な施設管理を確保するための「モニタリング（監督）システムの確立」は、練馬区行政改革推進プランの取組項目としており、その中で、評価の仕組みづくりや区民への公表などを進めていきます。

### （３）指定管理者制度を適用する施設における指定期間終了に伴う

#### 選定手続きのあり方

委託化にあたって指定管理者制度を適用する施設のうち福祉サービスを行う施設の指定期間は原則５年としていますが、サービス水準の維持向上の観点から指定期間内に蓄積したノウハウを生かし、また安定的な人材確保と長期的視野に立った人材育成を図ることができるようにすることが必要です。

このため、指定期間内の施設管理の状況が一定の水準に達している場合には、指定期間を更新（原則１回、最大２回）することができることとします。

## 6 区立施設委託化・民営化により見込まれる効果の想定

この計画に基づく区立施設の委託化では、以下の効果を想定しています。

### <職員削減などの効果>

委託化に伴い、計画期間中（平成19年度～22年度）に約200人の職員削減を見込んでいます。なお、区立施設へ配置する必要がなくなる区職員については、新しい行政需要に振り向け、活用していきます。

### <財政上の効果>

平成19年度～22年度の累積財政効果として、およそ5億円を見込んでいます。

## 7 第二次区立施設委託化・民営化実施計画策定の経過

日 程	策定の経過
平成19年7月	31日 計画(素案)を練馬区議会に報告
8月	14日 計画(素案)を区報・インターネットで公表 (意見募集期間は、9月14日まで) 30日 区民と区長のつどい(区役所 多目的会議室)
9月	1日 区政モニター懇談会(区役所 19階会議室) 3日 区民と区長のつどい(関区民ホール) 6日 区民と区長のつどい(光が丘地区区民館) 8日 区民と区長のつどい(勤労福祉会館)
10月	12日 区民・練馬区議会の意見を踏まえ、計画(案)を策定 15日 練馬区議会に計画(案)を報告 31日 計画を決定

## 参考 第一次計画に基づく実施状況等

### (1) 計画期間中に委託化した施設の一覧

区分	施設名	施設数
管理委託から指定管理者制度へ移行した施設	特別養護老人ホーム4 (田柄、関町、富士見台、大泉) デイサービスセンター13 大泉ケアハウス 練馬文化センター 大泉学園ゆめりあホール 障害者地域生活支援センター きらら しらゆり荘 大泉つつじ荘 福祉作業所2 (白百合・かたくり) 母子生活支援施設 関町リサイクルセンター 区営住宅17 自転車駐車場62 ねりまタウンサイクル7 駐車場3 (石神井公園駅北口、大泉学園駅北口・南口)	116
施設開設時に指定管理者制度を適用した施設	障害者地域活動支援センター 豊玉高齢者センター 谷原あおぞら学童クラブ ・貫井福祉園 ・貫井福祉工房 ・区営住宅2 ・自転車駐車場 ・練馬駅北口地下駐車場	9
直営から指定管理者制度へ移行した施設	練馬女性センター 関区民ホール 向山庭園 石神井公園区民交流センター 東京中高年齢労働者福祉センター(サンライフ練馬) 勤労福祉会館 福祉作業所2 (北町・大泉) 高野台敬老館 高齢者センター2 (関・光が丘) 春日町リサイクルセンター	12

区分	施設名	施設数
施設開設時に業務委託した施設	学童クラブ3 (石神井西小・豊玉小・大泉第二小) 東大泉第三保育園	4
直営から業務委託へ移行した施設	学童クラブ(豊玉) 保育園3 (光が丘第八、向山、石神井町つつじ) 土支田農業公園	5
管理運営業務や窓口業務などへ委託を拡大した施設	地区区民館3 (田柄、富士見台、立野) 光が丘なかよし児童館 練馬公民館 青少年館2 (春日町、南大泉) 体育館3 (上石神井、平和台、大泉学園町) 土支田庭球場 練馬総合運動場 図書館4 (練馬、春日町、大泉、貫井)	16
		162

：第一次計画において委託化・民営化を計画した施設

：管理委託から指定管理者制度へ移行した施設（ を除く。）

・：施設開設時に指定管理者制度を適用した施設（ を除く。）

## (2) 計画期間中の委託化の効果

### 区民ニーズに対する対応

開館日・時間を拡大した施設	35施設
新規サービス・事業を実施した施設	16施設
サービス・事業を拡充した施設	94施設

(平成19年3月31日現在)

### 財政効果

(単位：百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	3か年の 累積効果 額
財政効果額	22	127	269	1,372	1,791
人件費	133	197	533	2,086	
事業費等	111	70	264	714	

(平成19年3月31日現在)

各年度の額は、前年度までに委託化した施設の効果額も含めた額。

区民雇用の状況

(単位：人)

	区民雇用			区民以外の雇用		
	常勤	非常勤・ 臨時	計	常勤	非常勤・ 臨時	計
委託化した施設の雇 用人数	332	798	1,130	240	169	409

(平成19年3月31日現在)

区民雇用以外の地域活性化

区内業者へ業務の一部を再委託している施設	124施設
区内業者から物品の調達をしている施設	133施設
地域交流の促進、区民との協働の推進を図っている施設	94施設

(平成19年3月31日現在)

### (3) 区職員を配置していた区立施設の委託化

第一次計画において、「区職員を配置している区立施設の委託化について」として計画化した施設の実施状況は、次のとおりです。

施設	施設数	第一次計画の内容			施設数	委託化の実施状況
		施設数	委託化の内容など	平成19年度以降の方針		
総務部関係施設						
練馬女性センター	1	1			1	平成18年4月1日に、指定管理者制度を適用して委託化しました。
区民部関係施設						
区民館	10		出張所の適正配置・再編と併せて検討します。			平成18年1月に策定した「出張所のサービス向上と事務の効率化実施計画」の中で、地域の住民が主体となった団体による管理運営をしていく方向で検討していくこととしました。
区民ホール	2	1	関区民ホールを委託化します。(光が丘区民ホールは、当面、現行の運営体制を継続します。)		1	平成18年4月1日に、指定管理者制度を適用して委託化しました。(関)
地区区民館	22	2	地域の方などによる運営の受け皿が整ったところから委託化を推進します。	委託化を拡大します。	3	平成18年4月1日に、平日昼間の管理運営委託を拡大しました。(田柄、富士見台、立野)
向山庭園	1	1			1	平成18年4月1日に、指定管理者制度を適用して委託化しました。

施設	施設数	第一次計画の内容			施設数	委託化の実施状況
		施設数	委託化の内容など	平成19年度以降の方針		
<b>産業経済部関係施設</b>						
石神井公園区民交流センター	1	1			1	平成18年4月1日に、指定管理者制度を適用して委託化しました。
東京中高年齢労働者福祉センター(サンライフ練馬)	1	1			1	平成17年4月1日に、指定管理者制度を適用して委託化しました。
勤労福祉会館	1	1			1	平成17年4月1日に、指定管理者制度を適用して委託化しました。
<b>保健福祉部関係施設</b>						
厚生文化会館	1		施設のあり方などの検討と併せて、委託化を検討します。			平成19年度からシルバー人材センターへの委託により、日曜祝日を閉館することとしました。今後、地域コミュニティ施設として、運営協議会を担い手とした委託化へ向けて運営協議会等関係団体と協議していきます。
福祉作業所	2	2			2	平成18年4月1日に、指定管理者制度を適用して委託化しました。(北町、大泉)
福祉園	6		障害者施設のあり方などの検討結果を踏まえ、委託化を進めます。委託化する施設数や委託方法、委託化を開始する時期については、検討します。			障害者自立支援法を踏まえた検討を行い、直営を継続する2園を除き、20年度から順次、指定管理者制度を適用することとしました。
心身障害者福祉センター	1		障害者施設のあり方などの検討結果を踏まえ、委託化を進めます。委託化を開始する時期については、検討します。			障害者自立支援法を踏まえた検討を行い、平成18年度から一部の事業を自立支援法上の事業体系へ移行しました。障害者計画(19年3月策定)の中で、心身障害者福祉センター内に「こども発達支援センター」を22年度までに整備することとしました。この施設の検討の中で、委託化についても検討することとしました。



施設	施設数	第一次計画の内容			施設数	委託化の実施状況
		施設数	委託化の内容など	平成19年度以降の方針		
敬老館	11	1		委託化を拡大します。	1	平成18年4月1日に、指定管理者制度を適用して委託化しました。(高野台)
高齢者センター	2	2			2	平成18年4月1日に、指定管理者制度を適用して委託化しました。(関、光が丘)
児童青少年部関係施設						
児童館	17	1		委託化を拡大します。	1	平成18年4月1日に、委託により業務拡大をしました。(光が丘なかよし)
学童クラブ	87	1			1	平成18年4月1日に、委託化しました。(豊玉)
保育所	59	3			3	平成17年12月1日に光が丘第八を、18年4月1日に向山と石神井町つつじを、それぞれ委託化しました。
環境清掃部関係施設						
リサイクルセンター	1	1	春日町リサイクルセンターを平成16年4月に委託化済みです。(関町リサイクルセンターは、平成12年度に委託化済みです。)		1	春日町については、平成17年4月1日に、指定管理者制度を適用しました。(なお、関町についても、春日町と同時に、指定管理者制度を適用しました。)
土木部関係施設						
土支田農業公園	1	1			1	平成18年4月1日に、委託化しました。
花とみどりの相談所	1		区の事務所としての性格が強いため、当面、現行の運営体制を継続します。			将来「練馬みどりの機構」が「緑地管理機構」として発足することを視野に入れて、緑地管理機構への委託化について検討を続けています。

施 設	施設数	第一次計画の内容			施設数	委託化の実施状況
		施設数	委託化の内容など	平成 19 年度以降の方針		
<b>教育委員会関係施設</b>						
下田学園	1	-	平成 16 年度末に廃止する予定です。		-	平成 17 年 3 月に廃止しました。
学校給食総合調理場	2	-	第二総合調理場は平成 20 年度に委託化する予定です。第一総合調理場は現行の体制を当面継続し、第二総合調理場の委託化に併せて廃止します。			新長期計画において、第二総合調理場も廃止することとしました。
総合教育センター	1		長期総合計画に基づく総合教育センターの見直し結果を踏まえ、検討します。			新長期計画の中で、総合教育センターを発展的に改組し、教育相談事業および教職員の研究・研修事業を行う(仮称)学校教育支援センターを設置することとしました。設置計画を進めながら、委託化についても検討していきます。
練馬公民館	1	1			1	平成 17 年 4 月 1 日に、委託業務を拡大しました。
青少年館	2	2			2	平成 17 年 4 月 1 日に、委託業務を拡大しました。
美術館	1	1				個々の業務の委託化による委託拡大は効果が低いため、当面、現行の一部業務委託を継続しつつ、より効率的・効果的に委託する方法を検討することとしました。

施 設	施設数	第一次計画の内容			施設数	委託化の実施状況
		施設数	委託化の内容など	平成 19 年度以降の方針		
体育館	5	3	上石神井体育館、平和台体育館、大泉学園町体育館を委託化します。(桜台体育館は、委託化済みです。)総合体育館および光が丘体育館の2館は、当面、現行の運営体制を継続します。		3	平成17年4月1日に、委託業務を拡大しました。
庭球場・運動場	2	2	土支田庭球場、練馬総合運動場を委託化します。		2	平成18年4月1日に、委託業務を拡大しました。
図書館	11	3	カウンター業務をはじめとする業務を委託化します。(平成20年度までに全館を委託化します。)		4	平成18年4月1日に、委託業務を拡大しました。(練馬、春日町、大泉、貫井)
合 計	254	32				
新行政改革プランの委託化目標施設数		30			33	

#### (4) 計画期間中に新たに開設した区立施設の委託化

第一次計画において、「平成18年度までに新たに開設する区立施設の委託化について」として計画化した施設の実施状況は、次のとおりです。

施設	第一次計画の内容		委託化した施設数	実施状況
	名称等	備考		
保健福祉部関係施設				
障害者地域活動支援センター	谷原	平成17年4月開設予定	1	平成17年4月1日の開設時から、指定管理者制度を適用しました。
高齢者センター	豊玉	平成16年10月開設予定	1	平成16年10月16日の開設時から、指定管理者制度を適用しました。
児童青少年部関係施設				
学童クラブ	谷原あおぞら	平成17年4月開設予定	1	平成17年4月1日の開設時から、指定管理者制度を適用しました。
			2	平成18年4月1日の開設時から、委託化しました。(石神井西小、豊玉小)
			1	平成18年12月21日の開設時から、委託化しました。(大泉第二小)
保育所	東大泉	平成18年4月開設予定	1	平成18年4月1日の開設時から、委託化しました。(東大泉第三)
合計	4		7	

#### (5) 将来に向けて民営化を検討した区立施設

第一次計画において、「将来に向けて民営化を検討する区立施設について」として計画化した施設の実施状況は、次のとおりです。

施設	施設数	第一次計画の内容	実施状況
保健福祉部関係施設			
特別養護老人ホーム	4	現在は、練馬区社会福祉事業団に委託していますが、施設の土地および建物の取扱いについて精査したうえで、練馬区社会福祉事業団の運営実績を踏まえ、民営化を検討します。 なお、デイサービスセンターのうち1か所については、他の社会福祉法人に委託しています。	平成18年4月1日に、指定管理者制度を適用しました。
デイサービスセンター	13		
軽費老人ホーム(大泉ケアハウス)	1		
合計	18		

## 委託化・民営化方針（抜粋）

### 目次

1	委託化・民営化の基本的な考え方	27
	（1）委託化・民営化の必要性	
	（2）委託化・民営化推進方針	
2	委託化・民営化の実施基準	28
3	委託化と民営化の定義	28
	（1）委託化	
	（2）民営化	
4	委託化・民営化の検討	29
	（1）検討対象	
	（2）検討手順	
	（3）新たな事務事業を開始する場合	
	（4）委託化または民営化を進めてきた分野について	
	（5）委託化の対象例	
5	委託化・民営化の推進に当たり留意する事項	33
	（1）一般的留意事項	
	（2）指定管理者制度の活用に当たり留意する事項	
	（3）委託化・民営化の担い手の把握および発掘、支援	
	（4）民営化に伴う区の資産の取扱	
6	委託化・民営化の効果の検証と改善	36
7	地方独立行政法人制度について	36
8	委託化・民営化推進に向けた今後の取組（省略）	

## 1 委託化・民営化の基本的な考え方

### (1) 委託化・民営化の必要性

少子高齢化や核家族化の進行、区民の生活様式の多様化等に伴い、区民の求めるサービスは、多様化・高度化がますます進展しており、また、量的にも増加してきている。

一方、区の財政状況は、厳しさを増しており、このままでは新たな行政需要に対応していくことが困難になるばかりか、現在の区民サービスの縮小・低下を招く事態も想定される。このような状況下で行政が提供できるサービスには限界があり、区民のニーズに的確に応えていくためには、民間活動と行政との協働を一層進めていく必要がある。

また、景気・雇用情勢は改善の兆しが見られるものの、依然として厳しい状況が続いており、新たな雇用の創出という観点を含めた地域の活性化が急務である。

こうした動向を踏まえ平成15年12月に策定した「新行政改革プラン〈16年度(2004年度)～18年度(2006年度)〉」では、行政の役割を、自らサービスを提供することから、総合的な調整機能を持つ「地域経営者」へと転換することとしており、すべての業務について委託化等、民間活力の活用を積極的に図る方向で見直すことと、各種施設の管理運営について指定管理者制度を活用すること、区立施設の民営化について検討することを課題としたところである。

この新行政改革プランに基づき区は、これまで行政が担ってきた業務を民間に開放することにより、区として確保しなければならない区民サービスの水準を維持するとともに、行政資源の有効活用による新たな行政需要への対応と、雇用創出等による地域の活性化を図ることで、豊かさやゆとりある区民生活の実現をめざし、さらなる委託化・民営化を推進することとする。

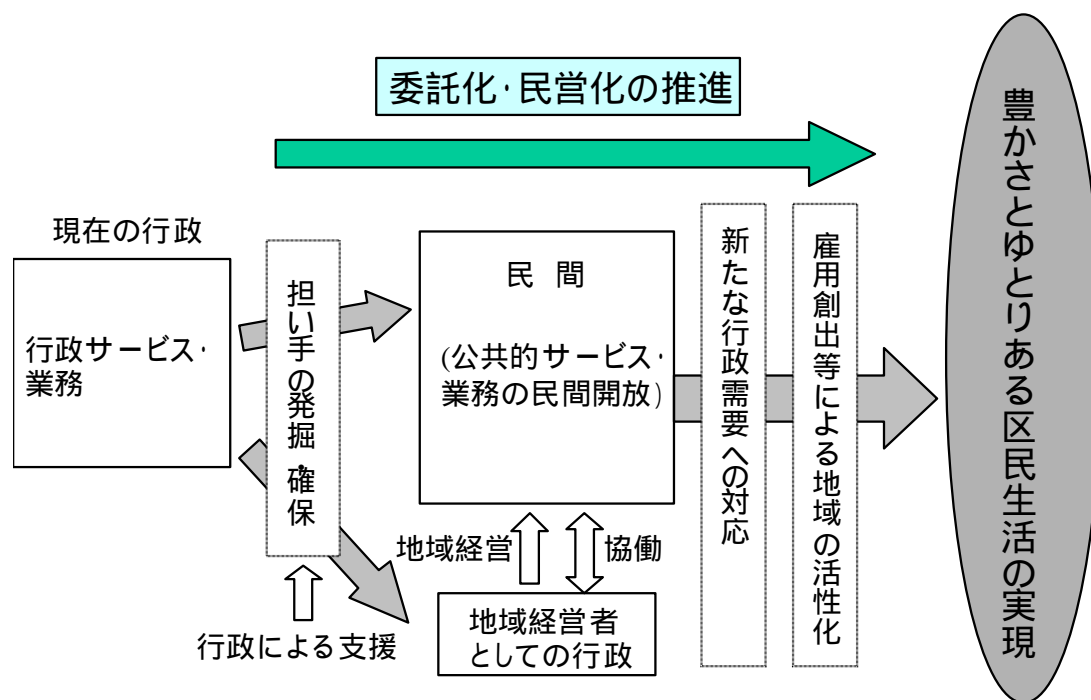
### (2) 委託化・民営化推進方針

ア 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、区が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、現在区が行っている事務事業(区立施設の管理運営を含む。)の委託化または民営化を積極的に推進する。

イ 区の事務事業の民間開放により、雇用創出等、地域の活性化をめざす。

< 図 1 >

## 委託化・民営化による地域経営ビジョン



### 2 委託化・民営化の実施基準

委託化または民営化は、つぎの4つの効果について総合的に検討したうえで、推進する。

- 区として確保しなければならないサービスの水準が維持できること
- 区民ニーズに対する柔軟な対応が可能となること
- 経費が節減できること
- 雇用創出等による地域の活性化が図れること

### 3 委託化と民営化の定義

#### (1) 委託化

本方針における「委託化」とは、区を事務事業の事業主体としたまま供給主体を民間に転換し、受託者に事務事業の提供を委ねるものである。区は、事業主体として、事務事業の需要動向を把握するとともに、受託者の供給するサービスの量および質について管理・監督を行う。

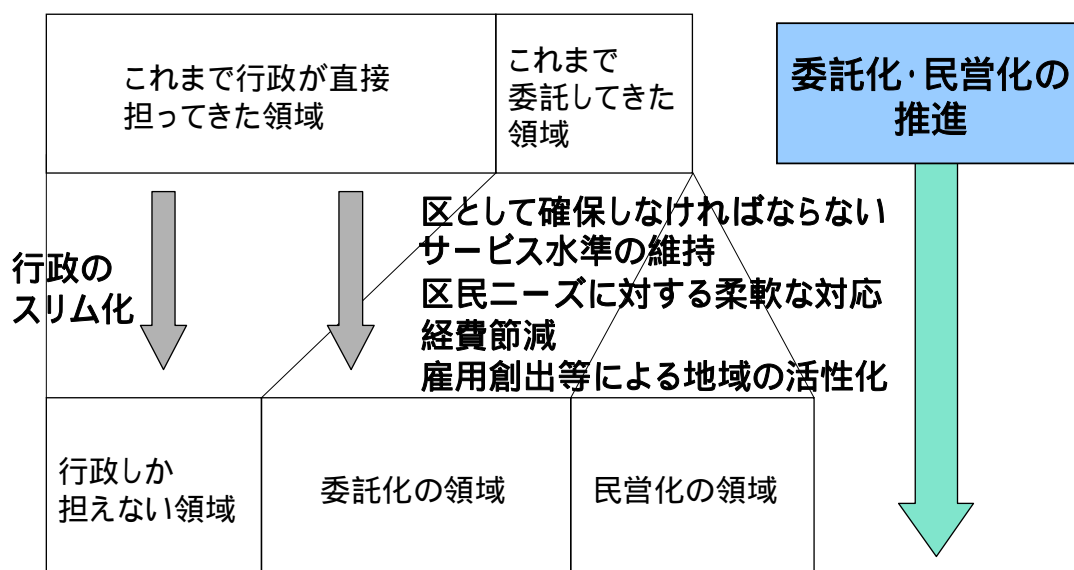
施設について言えば、「公設民営」に相当する。指定管理者制度を活用し、区立施設の管理運営を民間に委ねる場合は、これに該当する。

## (2) 民営化

本方針における「民営化」とは、区が実施している事務事業について、区が事業主体であることをやめるものである。これには、公共的サービスの事業主体を民間のボランティアグループに変えていくことや、区民等が自ら供給するシステムに変えていくものも含む。施設について言えば、「民設民営」に相当する。公共的サービスに必要な資産を区が有している場合には、その資産をサービスの担い手に譲渡または貸与して、私的財とする。（公共的サービスの提供に必要な場所を確保するため、行政財産を普通財産に転換して事業主体に貸与する場合や、行政財産の一部について使用を許可する場合は、民設民営に含むものとする。）

< 図 2 >

### 委託化・民営化推進の効果(イメージ)



## 4 委託化・民営化の検討

### (1) 検討対象(対象外とする事務事業の明確化)

区が専管的に実施しなければならないつぎに掲げる事務事業を除き、すべての事務事業(区立施設の管理運営・事務事業の一部を含む。)を検討の対象とする。



施設については、施設の日常的な管理運営と事業とを切り離すことができる場合には、それぞれを別の事務事業として検討することも可能である。

法令の規定により区が直接実施しなければならないもの

ただし、法令の解釈や実施方法の工夫等により、委託化または民営化の余地がないか十分に検討する。

また、現在の法令では委託化または民営化が困難なものについても、構造改革特区を活用することで対応できないかを検討する。この場合においては、既に認められている特区に申請するだけでなく、必要な場合には、新たな特区として申請することも考慮する。

現時点においては民間参入ができないものについても、国における規制緩和の進展によって委託化や民営化が可能になることも考えられることから、国の動向に十分留意し、可能となる見込が立った場合には、直ちに検討を開始する。

許認可等の公権力の行使に当たるもの

ただし、これに付随する定型的な事務等、公権力行使に直接関係しない部分については、関係法令に抵触しない範囲で委託化できないかを検討する。

政策的事項の企画立案・調整・決定など、地域経営者としての区が自ら判断する必要があるもの

これに該当するものには、練馬区の地域に必要な公共的サービスの質と量を確保していくための計画策定や調整、区民の主体的な活動の促進や区民活動との協働の推進に向けた調整などがある。これらは、行政の役割を自らサービスを提供することから総合的な調整機能を持つ「地域経営者」へと転換することに伴い、今後一層充実しなければならないものである。判断に当たっては、「地域経営者」である区でなければ担うことができないことかどうかといった観点から検討する。

## (2) 検討手順（＜図3＞参照。）

「委託化・民営化推進方針」に基づき、つぎの手順で事務事業全般を点検し、委託化または民営化を推進する。

### ア 区の事務事業として継続することは必要か（民営化の視点）

主としてつぎの項目について点検し、区の事務事業として継続する必要性が検証できないもので、「2 委託化・民営化の実施基準」により民営化が推進できる場合には、民営化することとする。

事務事業開始時から社会経済情勢が変化したか、事務事業の目的が達成されるなど、行政が事務事業を継続する意義が低下していないか

民間と競合していたり、民間の活動を阻害したりしていないか

区民の団体や区内企業が担い手となって民営化を進める場合には、担い手の活動基盤が強固でない場合も想定される。こうした場合には、担い手の自立に向けた支援をすることで、民営化できないか

上記について検討した結果、区内でサービスを確保する必要がない場合もありうる。この場合においては、行政評価において再度評価・検討したうえで、民営化せずに事務事業を廃止することとする。

#### イ 区が自ら実施することが必要か（委託化の視点）

民営化しない事務事業については、委託化を検討する。

主としてつぎの項目について点検し、区が直接実施する必要性が検証できない場合で、「委託化・民営化の実施基準」により委託化が推進できる場合には、委託化することとする。

規制緩和や区民の活動の活発化などにより、区の事務事業と同種のサービスを供給できる担い手が多元化してきている中で、区が直接事務事業を実施し続ける意義があるか

区民の団体や区内企業が担い手となって委託化を進める場合には、担い手の活動基盤が強固でない場合も想定される。こうした場合には、担い手の自立に向けた支援をすることで、委託化できないか

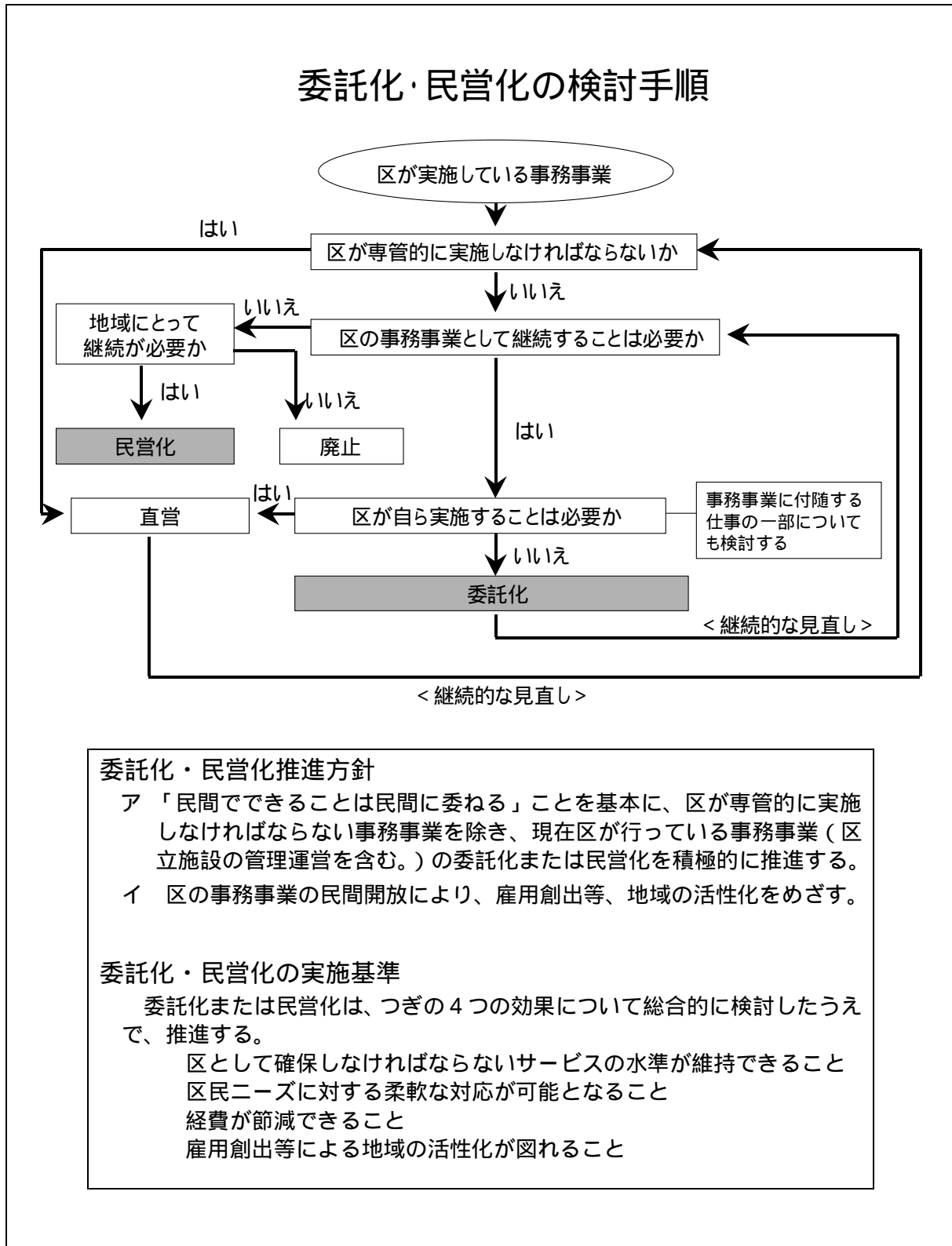
#### (3) 新たな事務事業を開始する場合

新たな事務事業を開始（区立施設の新設を含む。）しようとする場合には、まず、本方針に従って、民営化によって目的を達成できないかを検討したうえで、区が事業主体となる必要がある場合には、委託化を検討・推進すること。

#### (4) 委託化または民営化を進めてきた分野について

本方針策定前に複数ある同種の施設の一部や事務事業の一部について委託化または民営化を採り入れている分野については、本方針に従って再度点検し、さらに委託化または民営化できる余地があるときは、委託化または民営化を推進すること。

< 図 3 >



**委託化・民営化推進方針**

ア 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、区が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、現在区が行っている事務事業（区立施設の管理運営を含む。）の委託化または民営化を積極的に推進する。

イ 区の事務事業の民間開放により、雇用創出等、地域の活性化をめざす。

**委託化・民営化の実施基準**

委託化または民営化は、つぎの4つの効果について総合的に検討したうえで、推進する。

- 区として確保しなければならないサービスの水準が維持できること
- 区民ニーズに対する柔軟な対応が可能となること
- 経費が節減できること
- 雇用創出等による地域の活性化が図れること

(5) 委託化の対象例

委託化の対象には、つぎのようなものがある。

定型的な業務（手引等により区が直接事務を行う場合と同じ結果が得られるもの）

専門的知識や技術を必要とするもの

業務の形態が時期的に集中するなど、常時一定の職員を配置する必要のないもの

各種行事、研修会、講習会等において、委託化により効率的運営が期待できるもの

区立施設の管理運営

現業業務

他の地方公共団体で既に委託化が実施されているもの（段階的に実施されているものも含む。）

その他委託化により効率的な執行が期待できるもの

5 委託化・民営化の推進に当たり留意する事項

(1) 一般的留意事項

委託化・民営化の推進に当たっては、つぎの事項に留意すること。

委託化・民営化に伴う担い手の選定手続の公平性・透明性の確保

委託化・民営化に伴う担い手の選定手続の公平性・透明性を確保するとともに、説明責任を果たすこと。

担い手の能力等に関する状況の把握

担い手には、誠意があり、十分な業務遂行能力と実績がある者を選定すること。区民の活動や区内企業が担い手となる場合で、担い手の活動基盤が強固でない場合には、区が支援することで担い手としての役割を十分に果たせる見込みのあることが必要である。

委託化・民営化に伴う状況予測の実施

委託化または民営化を進めるには、委託化または民営化によってどのような状態になるかを予測し、委託化または民営化後におけるサービスの持続性について点検するとともに、「委託化・民営化の実施基準」について判断するための情報を整理しておく必要がある。予測では、委託化・民営化に伴い発生する区の経費をはじめ、人口動態等を基にした需要の予測、担い手による事業経営に関する収支予測、支援策が必要な場合には支援の内容・経費とその期間等についても整理する。

委託化・民営化の実施基準の効果は、現れるまでにある程度の期間が

必要な場合もあることから、予測は短期的なものに止まらず、中・長期的な視点から行うこととする。

特定の事務事業の委託化または民営化については、区民が漠然とした不安を抱く場合が想定される。こうした予測は、区民に委託化または民営化の妥当性について説明し、区民の不安に添えていくためにも欠くことができないものである。

#### 責任範囲の明確化と区の関与・監督

委託化においては、区と受託者の責任の範囲を明確にするとともに、事務事業の実施過程における区の関与・監督が機能するようにすること。

民営化においては、地域経営者としての視点から、区と担い手の責任の範囲を明確にしておく必要がある場合がある。区の資産を貸与する場合や無償で譲渡する場合等の担い手に対する支援を行う場合に限らず、区の関与が必要な場合には、関与の可能性を検討し、可能な場合には、協定等により双方の責任の範囲を明確にすること。

ただし、委託化・民営化いずれの場合においても、過度の干渉により、受託者の経営努力を阻害することのないよう留意すること。

#### 守秘義務の担保

委託化においては、個人情報の保護を必要とする事務事業について慎重に対応することとし、契約や協定で個人情報の保護が担保されるよう、明確にすること。

民営化においても、区の関与が必要な場合には、協定等により、個人情報保護について明確にすること。

### (2) 指定管理者制度の活用（区立施設の委託化）に当たり留意する事項

平成 15 年 9 月 2 日に施行された改正地方自治法によって、区立施設の管理運営についても民間事業者の参入が可能になった。

区立施設の委託化に伴い、指定管理者制度を活用する場合には、つぎの事項に留意すること。

#### 利用料金制度の積極的な活用

施設利用の対価（使用料）を受託者の収入とする利用料金制度を積極的に活用し、施設の管理運営において受託者の経営力や経営努力が反映されるものにしていくとともに、委託費の縮減に努めること。

受託者の利用料金収入で施設の管理運営に要する経費の全額を賄うことができない場合においても、同制度の活用を検討すること。

#### 従業員の状況の把握

受託者の選定に当たっては、委託業務に従事する従業員の状況につい

でも点検し、法令適合性と事務事業の継続性・安定性が確保されるよう、留意すること。

#### 再委託における地域の雇用創出

受託者が施設の管理運営に必要な業務の一部を再委託する場合には、この再委託においても、地域の雇用創出を図ることができるよう、配慮すること。

### (3) 委託化・民営化の担い手の把握および発掘、支援

各部においては、委託化・民営化の担い手となる民間企業、団体等の把握・発掘に努めるとともに、区民等との協働が推進できるものについては区と団体等との間で調整することによって、協働できる条件を整備するよう努めること。

また、委託化・民営化の担い手となるべき団体等の活動基盤が強固でない場合に区が支援することで、担い手の業務遂行能力を確保することができるものについては、担い手が育ち、自立できるよう、計画的な支援策を用意すること。

#### < 支援策の例 >

委託化・民営化に伴う参入機会の提供、活動の場の提供、補助、全部委託や民営化に向けた一部委託・民営化に向けた委託の導入などによる段階的な実施、融資、情報提供、行政との情報交換、引継、経営に関する講座の開催等

### (4) 民営化に伴う区の資産の取扱

民営化に伴い区の資産の譲渡または貸付が必要となる場合には、将来にわたって事業に対する需要があるか、民営化後に担い手が事業を持続できるか等を考慮しながら、事業に要する土地および建物等の取扱について決めることとなる。

事業に対する需要と担い手による事業の持続が長期間にわたり見込まれる場合は、土地および建物の事業主体への譲渡を検討すること。この形態は、事業者が土地・建物を担保に資金を借り入れて事業展開ができる点において、民営化に最もなじむものである。

土地および建物の両方を譲渡できない場合には、建物のみを譲渡し、土地を貸し付ける方向で検討すること。

土地・建物のいずれも譲渡できないときは、土地および建物を貸し付けることとなる。

譲渡や貸付の対価については、建物の建築年数、事業の採算性を考慮するとともに、民間における同種の事業経営等とも比較して、検討すること。

#### 6 委託化・民営化の効果の検証と改善

委託化した事務事業については、定期的にその効果を測定・評価し、委託・委任の内容や対価について見直しを行うとともに、民営化への移行や委託先の変更も含めて、より効果的なものに改善していくこと。

本方針策定前に委託化している事務事業についても、同様に定期的な見直しと改善を行うこと。

民営化した事務事業についても、地域経営者の視点から、可能な範囲でその効果を測定・評価していくこと。区が支援を行っている場合には、支援策についてより効果的なものに改善していくこと。

#### 7 地方独立行政法人制度について

公共上の見地から行う事務事業の確実な実施を図るため、地方独立行政法人制度が創設された。(地方独立行政法人法<平成15年7月16日法律第118号>)

地方独立行政法人は、地方公共団体が設立するもので、試験研究業務や大学の設置・管理、水道・電気・ガス等の公営企業に相当する事業の経営、社会福祉事業の経営等を行うことができる。地方公共団体が出資するとともに、議会の議決を経て定款を定め、認可(練馬区では東京都知事の認可)を受けることが、その設立の要件である。

区の事務事業については、社会福祉事業が同制度の対象となるものと考えられるが、今後、他の自治体における動向や効果等を見極めていく。

#### 8 委託化・民営化推進に向けた今後の取組(省略)

## 第二次区立施設委託化・民営化実施計画

平成19年度(2007年度)～22年度(2010年度)  
- 区民サービスの向上と行政のスリム化をめざして

<発行> 平成19年(2007年)10月

練馬区企画部企画課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電話 3993-1111(代表)

5984-2448(直通)

ファクス 3993-1195

電子メールアドレス [kikaku@city.nerima.tokyo.jp](mailto:kikaku@city.nerima.tokyo.jp)

区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/>